

令和5年度
小田原市民間提案制度（テーマ型）
募集要領

令和5年(2023年)11月

小田原市

目次

1 趣旨	1
2 民間提案制度の概要	1
3 テーマ	1
4 提案の要件	1
5 参加資格	2
6 募集の流れとスケジュール	3
7 事前相談	4
8 提案の受付	4
9 協議対象提案の選定	5
10 詳細協議及び契約締結等	7
11 事業者の選定におけるインセンティブ	7
12 事業実施	8
13 その他	8
14 問合せ先	8

1 趣旨

本市では、近年、少子高齢化や人口減をはじめとする社会構造の変化などにより、地域が抱える課題自体が高度化・複雑化し、これまで各種課題の解決を主に担ってきた行政の経営資源（ヒト・モノ・カネなど）だけで、対応することは難しくなってきました。

これらの課題に、より適切に対応し、魅力的で持続可能なまちづくりを実現するためには、市場原理の中で培ってきた独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携を飛躍的に強化・推進することが求められます。

こうした状況を踏まえ、本市では、民間事業者の発意による提案を市と民間事業者が対等の関係で協議し事業化していく「民間提案制度」を運用します。

本募集要領は、小田原市民間提案制度運用指針に基づき、令和5年度のテーマ型提案方式による提案募集等に関して必要な事項を定めるものです。

2 民間提案制度の概要

本制度は、本市の地域課題の解決につながるもの等に関して民間事業者の提案を募集し、内容を審査して採用された提案について提案者と協議を行い、事業化を目指すものです（協議が調わなかった場合や関係予算が成立しなかった場合には、提案は事業化されません）。

なお、詳細協議が成立し、予算措置を伴う事業については、原則として、プロポーザル方式により事業者を選定いたしますが、プロポーザル方式による場合、提案者には、インセンティブを与えます。

3 テーマ

次の2つのテーマについて、民間事業者からの提案を募集します。

- (1) ひきこもり支援の拡充
- (2) 新たな技術を活用した移動支援策

テーマの詳細については、別紙「課題説明シート」のとおりです。

4 提案の要件

(1) 提案内容

ア 提案内容は、上記のテーマに関するもので、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 地域課題の解決につながるもの
- ② まちの魅力向上につながるもの
- ③ 生活の質の向上につながるもの
- ④ 地域経済の好循環につながるもの
- ⑤ 歳入の増加、歳出の削減につながるもの

(2) 対象としない提案

- ア 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの
- イ 法令等により、市が直接行うものとされているもの
- ウ 独自性や独創性のある提案でないもの
- エ 法令等に抵触するもの
- オ 過度な財政負担が生じるもの
- カ 本市がすでに事業化を検討しているもの

(市政運営に大きな貢献をすると認められる場合を除く)

(3) 事業実施期間

事業の実施期間は、3年以内として、市と事業者と協議の上、決定します。例外的に、長期の事業でないと成立しないものについては、別途、市と事業者との協議によって決定します。

(4) その他の要件

その他の要件については、別紙「課題説明シート」に示します。

5 参加資格

提案者は、市内、市外を問わず、次に掲げる要件をすべて満たす法人、個人事業主若しくは任意団体又は法人等のグループとします。

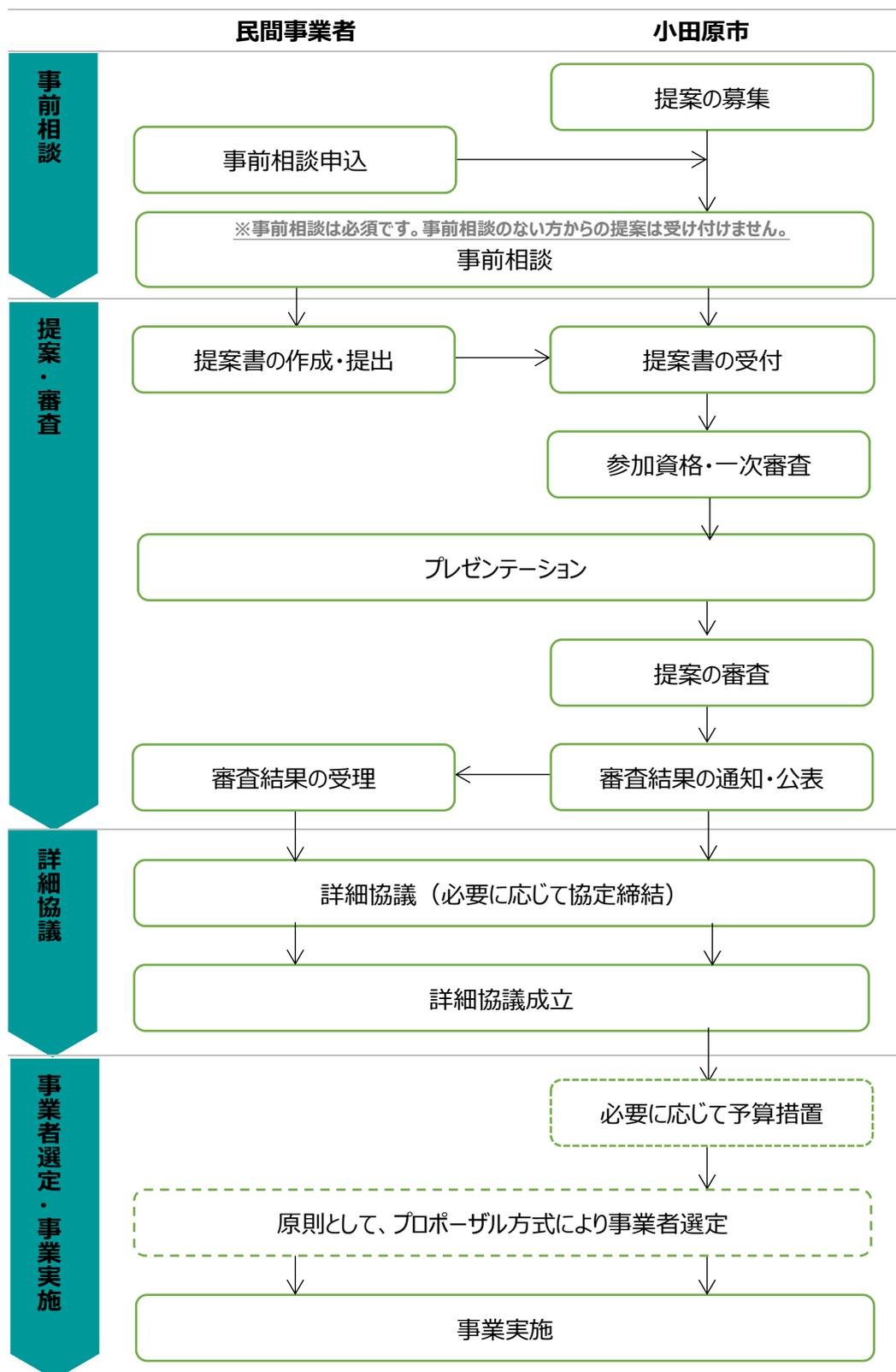
なお、グループの場合は、全構成員が要件を満たしていることとします。

- (1) 提案内容の実施主体となる意思があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (3) 小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号)第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 提案受付期限から審査結果公表の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。

なお、提案内容に工事関連が含まれる場合は、原則、「指名競争入札に参加する者に必要な資格(昭和58年5月31日告示第25号)」別表に定める要件を適用することとします。

※グループで応募する場合には、代表となる事業者を決め、代表事業者が提案書類を提出してください。また、原則として、提案時にすべての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

6 募集の流れとスケジュール



7 事前相談

提案書作成のための事前相談を受け付けます。事前相談は、提案の実現可能性を高めるため必須とします。事前相談を行っていない方からの提案は受け付けません。

なお、事前相談は個別に実施し、相談内容は非公開とします。

(1) 申込期間

令和5年(2023年)11月7日(火)～12月26日(火)午後5時まで

※事前相談の期間は令和6年(2024年)1月26日(金)までとします。

※土日、祝日、年末年始の事前相談はお受けできません。

(2) 申込方法

市ホームページの「事前相談申込フォーム」または、事前相談申込書(様式1号)を未来創造・若者課(下記「8提案の受付(3)提出先」を参照)に提出し、お申込みください。

(3) 実施日時等

事前相談の日時及び場所については、個別に電子メール等で調整します。オンラインでの事前相談も可能です。

※書面による質疑回答は行いませんので、事前相談の際にご質問ください。

8 提案の受付

(1) 受付期間

令和6年(2024年)1月29日(月)～2月9日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

提案書類を持参又は郵送(期限内必着)により提出してください。郵送で提出する場合は、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

(3) 提出先

担当：小田原市 企画部 未来創造・若者課

住所：〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1丁目1番15号

ミナカ小田原 小田原新城下町2階 おだわらイノベーションラボ

TEL：080-4429-6253

(4) 提案書類等

次の書類をA4サイズで作成し、紙媒体で2部(正本1部、副本1部)、電子データを記録したUSB等を1つ提出してください。

ア 提案提出書(様式2号)

イ 誓約書(様式3号)

ウ 提案者に関する基本的事項(様式4号)

エ 提案概要書(様式5号)

オ 補足資料(様式の指定はありません。提案概要書を補足する資料が必要な場合は、A4またはA3サイズで作成してください。)

カ プレゼンテーション資料（パワーポイント等）

※複数の提案をする場合、提案ごとに提案書類を作成してください。

※小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、原則、次の書類も紙媒体で1部、提出してください。

ア 登記事項証明書

イ 財務諸表（直近2年分）

ウ 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

※令和5年4月1日以降に発行された次の各区分の証明書を提出すること。なお、いずれも現年度のみ滞納がない証明ではなく、現在において滞納のない証明であること。

① 国税の滞納がないことを証明する書類

次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。

(ア) 本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その3の3」

(イ) 納税義務のない者は、本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その3」

② 地方税の滞納がないことを証明する書類

次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。なお、証明書は提案者の本店が所在する都道府県及び市町村のものを提出すること。また、支店などに契約締結権を委任する場合は、支店などが所在する都道府県及び市町村の証明書であることに留意すること。

(ア) 市町村税全てにおいて滞納のないことを証明する「市町村税を現在滞納していない証明書」

(イ) 課税市区町村が「市区町村税を現在滞納していない証明書」を発行していない場合に限り、直近2年間の各納税証明書

(ウ) 都道府県が発行する直近の法人事業税の納税証明書

(5) 提案書類の取扱い

ア 提出書類は返却しないものとします。

イ 提出された提案書等は、提案審査の目的以外には使用しません。

ウ 提案書等は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公開請求の対象となりますが、公開範囲については、事前に提案者への意見照会を行い決定します。提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは非公開とします。

(6) 関連情報等

提案を検討する際の参考となる情報（各種計画や財産情報、各種統計など）は、小田原市民間提案制度の募集に係るホームページよりご覧になれます。

9 協議対象提案の選定

(1) 提案の審査

ア 小田原市民間提案審査委員会において審査を行い、採用又は不採用を決定します。

- イ 参加資格については、事務局で事前確認します。
- ウ 提案書に基づくプレゼンテーションを受けて審査します。
- エ 応募が多数になった場合等、提出書類による一次審査を実施する可能性があります。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施予定日

令和6年(2024年)3月上旬以降

イ 実施場所

おだわらイノベーションラボ

住所：小田原市栄町1-1-15（ミナカ小田原 小田原新城下町2階）

※実施日時等、詳細については提案の受付期間終了後に別途通知します。

ウ 出席人数

3人以内

エ 実施方法

- (ア) 20分以内で説明していただき、説明に対して20分程度の質疑応答を行います。
- (イ) プレゼンテーションで使用する資料は、提案の受付期間に提出されたプレゼンテーション資料とし、新たな内容の資料提示及び追加資料の配布は認めません。
- (ウ) 審査は非公開とします。
- (エ) プロジェクター、スクリーン(100インチ)及びHDMIケーブルは市が用意します。プロジェクターに接続するパソコンは提案者が準備してください。

(3) 審査の目安

審査の目安	内容
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決につながるか ・まちの魅力向上につながるか ・生活の質の向上につながるか ・地域経済の好循環につながるか ・歳入の増加、歳出の削減につながるか
独自性・独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に独自のアイデア、ノウハウや技術又は行政だけでは生み出せない付加価値があるか
公益性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性や地域性の視点を持った提案か ・データ分析や類似事業の実績、実証実験等に基づき、効果が想定されているか
実現性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の具体性（実現見込み）はあるか ・事業実施体制を確保できるか
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担の最小化を図りつつ、効果が最大になるような工夫を持った提案か

※地域経済の好循環の観点から、市外の法人等においては、市内事業者との連携や、市内雇用への配慮等を提案に取り入れてください。また、市内の法人等による提案においても、事業実施に際して、積極的に市内業者と連携するよう努めてください。

(4) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、文書で提案者に通知するとともに、市ホームページで公表します。
- イ 市ホームページでの公表は、採用した提案の提案名称及び提案概要、不採用とした提案については提案名称のみとします。また、事業化に向けた詳細協議を経て、契約締結等に至った場合は提案者名も公表します。

10 詳細協議及び契約締結等

(1) 詳細協議

- ア 採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた協議及び必要に応じて関係者との調整を行います。
- イ 協議に当たっては、国から示される最新の制度や指針等を、可能な限り、提案内容に反映させるものとします。
- ウ 協議に当たっては、必要に応じ、市と提案者の間で事業化に向けた協定を締結するものとします。
- エ 協議の期間は、原則として提案の採用から6箇月以内とします。ただし、市及び提案者は、できる限り短期間で協議が調うよう努めるものとします。
- オ 協議の結果は、市ホームページで公表します。
- カ 協議により提案内容の実施が明らかに困難であることが判明した場合は、協議不調とし、事業化を見送ります。
- キ 協議が不調となった場合は、締結した協定を解除します。また、協議の過程において、提案者が負担した費用やリスク等について市は責任を負いません。

(2) 予算措置

協議が整ったものは、必要に応じて予算措置の手続きを進めます。

(3) 契約締結等

詳細協議が成立し、予算措置等を伴う事業については、プロポーザル方式等により事業者の選定を行い、契約締結等を行います。

11 事業者の選定におけるインセンティブ

詳細協議が成立し、予算措置を伴う事業については、原則として、プロポーザル方式により事業者を選定いたしますが、プロポーザル方式による場合、提案者には、総配点の10%を限度とした加点をいたします。また、地方自治法施行令第167条の2に該当するものや予算措置が不要なものについては、プロポーザル方式等によらず、提案者を事業者とする場合があります。

12 事業実施

契約締結等の後、事業者は責任を持って事業を実施します。

13 その他

- (1) 応募に関する費用及び協議に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を遵守することとし、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。
- (3) 失格事項
提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 提案書類の提出後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式6号）を提出してください。
- (5) 民間提案制度は、解除条件付きの制度であるため、関係予算が成立しない等の理由により提案の事業が実施できなくなった場合には、提案は事業化されません。
- (6) この募集要領に定めのない事項については、提案者と市との協議のうえ、決定することとします。

14 問合せ先

小田原市企画部未来創造・若者課 共創・若者活躍係

住所：〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1丁目1番15号

ミナカ小田原 小田原新城下町2階 おだわらイノベーションラボ

TEL：080-4429-6253

Mail：mi-kyoso@city.odawara.kanagawa.jp